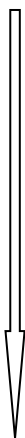


生活保護受給者が福祉用具を購入する際の取扱いについて

事業者は、要介護者等から必要な福祉用具の購入の申出があれば、必ず事前に生活保護担当課と協議を行ったうえで、事前申請の手続きを行ってください。

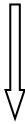
事前申請

- 
- ① 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払用）
※3つ以上の福祉用具を購入される場合は、購入内容別紙に必要事項を記入してください
 - ② カatalogの写し（購入予定の用具の載ったもの）
 - ③ 見積書（購入予定の用具の名称・金額等が客観的に判断できるもの）
 - ④ 排泄予測支援機器を購入する場合は、①～③に加え、以下の書類
 - ・排泄予測支援機器 確認調書
 - ・膀胱機能の医学的な所見を確認した以下のいずれかの書類
 - （1）介護認定審査における主治医の意見書
 - （2）サービス担当者会議等における医師の所見
 - （3）介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見
 - （4）個別に取得した医師の診断書 等

購 入

※許可通知は送付しません

事後申請

- 
- ① 納品書（コピーも可）
 - ② 請求明細書（原本、宛名は要介護者等本人）
- ※生活福祉課にも申請が必要です

福祉用具購入費の支給

審査の上、事後申請月の翌月末に福祉用具販売事業所の指定の口座に振込を行います。支給額については支給決定通知で通知します。（申請の内容によっては、支給が遅れる場合や支給出来ない場合があります。）